

死亡による逸失利益

1、死亡によって、以後の収入が完全に失われます。生存していたら得られたであろう利益（得べかりし利益）は被害者本人の損害ですが、相続人（遺族）がこれを相続して加害者に請求します。相続人が相続する逸失利益（死亡による）は、それぞれ民法に定める相続の割合（法定相続分）によります。ただし、相続人（複数）の協議（遺産分割協議）により、法定相続分と異なる割合で分割すること（一人または特定の相続人だけが相続すること）は可能です。

2、基礎となる収入（基礎収入）

基礎収入は、後遺障害あるいは休業損害の場合と基本的には同じです。

(1) 給与の場合は、①本給のみならず諸手当（歩合給、各種手当、賞与など）を含みます。歩合給の場合は、景気の変動が考慮されなければならず、過去5年間の平均をとった裁判例があります。②現実の収入額が賃金センサスによる平均賃金額を下回る場合に、被害者が将来的に賃金センサス平均程度の収入を得られる蓋然性（可能性）が認められる場合には、賃金センサスの平均賃金を基礎とします。③将来の昇給については、公務員、大企業社員につき、給与規定や昇給基準の定めがあり、昇給が確実といえる場合には逸失利益算出の基礎となります。また、昇給基準などが必ずしも明確に確立されていなくても、認められる余地があります（最高裁判決）。④将来のベースアップについては、不確定で予測し難いとして否定的な傾向が強いと言えます。⑤退職金は、死亡時に支給された退職金と定年まで勤務した場合に支給されるであろう退職金との差額が損害（逸失利益）となります（当然中間利息は控除される）。⑥役員報酬は、休業損害と同様労務対価性が否定され、逸失利益の計算から除く例が多いと思われそうですが、一律にそのように解するべきではなく、役員報酬の実態を把握して逸失利益性を判断すべきだと思います。⑦税金は控除しないのが一般的だと思います。

(2) 事業所得者の場合、①事業収入中、被害者本人の寄与分を基礎とします。すなわち、所得の中に、家族の労働による分が含まれている場合には、本人の分だけを基礎とすることです。②収入額の認定には、所得申告額が有力な資料という

ことですが、これ以外の実際の収入の証明があればそれも認めることはあります。名目的に支給しているとした専従者給与は経費控除しないで基礎となる収入に加えた例もあります。③無免許事業者でも、事業の内容が公序良俗に反しない限り逸失利益が認められますが、免許事業者に比して確実性・永続性が問題とされ実収入から減額された例があります。

(3) 家事従事者は、家事労働を金銭に換算して評価します。①労働可能年限（満67歳。高齢者の場合は平均余命の2分の1が目途）までの稼働を前提とし、②賃金センサスによります。③賃金センサスは事故の年に関係なく最新のものを利用します（ただし、経過分については該当年度のものによる）。④有職の主婦で賃金センサスより高額の収入を得ている者についてはその額により、⑤平均賃金以下の現実収入（パート収入）のある主婦については平均賃金のみとし、パート収入を加算しないとする考え方が有力です。

(4) 年少者（幼児）・学生は、賃金センサスにより、養育費を控除しません。初任給に相当割合のベースアップを考慮した例があります。後遺障害による逸失利益と同じと考えてよいと思います。

(5) 無職者の場合でも、通常の労働能力を有し、労働の意志が認められる場合は、賃金センサスによります（第1巻第1表の「産業計、企業規模計、学歴計」の男子または女子）。

(6) 外国人の場合は、自国における収入の具体的な可能性に基づき算出します。オーバーステイの外国人につき、事故日から3年間は日本における現実収入（円）を、以後は満67歳まで自国の同業の平均賃金（ウォン）によった例があります。

死亡による逸失利益については、次回にも説明させていただきます。